

社説

會社重役の行狀

近年株式會社が全國到處に設立せられて數萬圓の資本を要する事業は大概株式組織を以て營むの風を成したるは小資本の合同に此上もなき好都合にして我輩は熱心に其發達を希望する者なれども一方より其會社營業の實際を見れば取締役或は監査役と稱する輩に無能未熟の者ありて内部に腐敗を招き株主に意外の損失を被せしむるもの少なからざるが如し近頃兵庫會社に於ては荷主に對して貨物保書の證書を發行しながら其證書の擔保たる可き貨物は倉庫内に現存せざるが爲めに同地の金融市場に意外の破綻を招き今日に至るまで尙ほ落着きを見ずと云ふ全く會社の當局者が職務に不熱心にして責任を重んぜざる證據に外ならず唯獨り可きのみ左なきに目下經濟社會は不景氣なりと云ふ此時に當りて此不始末、その波及する所決して少小ならざる可し倉庫會社の事は既に破綻して救ふ可らずとするも全國無数の諸會社中幸に外面の安全を裝ふも内既に腐敗の悪症を呈したる者も多かる可し前者の破綻も好き警しめなれども後に鑑みて早く自から謀を爲し就中重役監査役の選擇に注意せんも我輩の呉々も勸告する所なり抑も會社の重役は其社に於て株式の多數を所有し單に財産の一點より云ふも社會の上流に生活する人々なるのみならず其職業は他人の資産を保管して營業上に利用し半季又は一年の終りに相當の利益を收めて彼等に配當せんと云ふにあれば自から職責の重なりを認めて眠食の間にも株主の利益を謀る可き善なるに然るに彼等の平生を見れば漫に奢侈贅澤の風を成して、外觀の華美を裝ひ下僚の輩をして自から其風を化せしむるは既に監督の責を誤りたる尙ほ其上に彼等の中には眞面目に自家の本職を守る者少なく其地位を利用して投機に關係するのみならず其地位を本業と心得るが如き輩なきに非ず會社の營業は唯、造り繰り算段にて世間普通以上の配當を爲して繁盛の機を裝ふの當にして大に積立金を増して會社の基礎を鞏固にするなど前途の利益を慮る者なれば營業上に多少の困難を招かんにには直に配當に差支を生じて通常の配當を爲す能はざるは勿論無配當の失態を呈するは實際に於ては例なきに非ずと云ふ株主の内には自から投機專門の者もあらん或は敏活に株式を賣買する者もあらんれども株主必らずしも投機者のみならず實業一偏の資産家は會社に信用を寄せて株式を世襲財産にする者も少なからず是等の輩は多くは株式の配當に依りて一家の生計を營む者なれば會社より受く可き若干の配當は小供の教育費に充つるなど細事に計算して收入を豫期しつゝある際突然

無配當でありては此上もなき迷惑にして假令小供の教育を廢さざるまでも自から他の生計費を節するなどの不幸を見るもならん行社重役の處置が直接に株主の生活に影響を及ぼすものと斯くの如くなりては彼等が責任を重んじて職務に盡す可きは當然の事にして今日之の如く放逸無責任に流れて屢々失態を招かんにには安心して資産の保管を託する者なきに至る可し殊に監査役は株主に代りて取締役の行狀を監督す可き者にして本来の性質より云へば營業上最も大切の職務なるを以て法律上には何時にても營業の實況を尋問し帳簿その他の書類若しくは金庫の類までも自由に検査するの特權を與へて職務の本旨を盡さしめんとするにも拘はらず實際に監査役に選定せらるる者を見るに多くは無能の人物にして永く自分が取締役に推選を被りたる恩を忘れ取締役に多少の不都合あるも平生の交際或は恩義に束縛せられて唯々之に盲從し毫も監督の責を盡さざるの常なりと云ふ會社事業に種々の不始末を呈する其原因は要するに重役の輩に不適任の者多き一事にして今日の有様ならんには内地雜居の曉に外人の小資本の爲めに由々激闘を被るなどの危險あるは勿論、追々内部の實情にして外國資本家の間に知れ渡らんには此方に於て如何に彼等の投資を望望するも到底その効を收め難かる可し昨今會社の株主などの間に外資輸入の說あるは甚だ喜ぶ可き所なれども彼等にして眞に輸入の目的を達せんとすれば先づ平生より重役の行狀を監督して其選擇を慎しみ無能と認めたる輩は颯々と排斥して有力者を舉げて會社の營業の面目を一新す可きのみ我輩の希望して已まざる所なり

○總選舉彙報 (三)

廣野縣 同縣の憲政黨は去る二十一日を以て支部總會を開き各區の候補者を定めたり即ち○第一區(二人)は藤田高之、申本康之、○第二區は小川其一、○第三區は金尾稜、○第四區は森田卓爾、○第五區は山崎静夫、○第六區は山内吉郎、○第七區は井上五郎氏は競争者なく當選すべしとの事なり

奈良縣 是れ従来自由、進歩兩黨の競争激しき所なるが今回は同盟して憲政黨支部を設け候補者も一致して前代議員を推すに決し去る二十一日支部總會を以て一候補者を發表したる今前代議員の氏名を挙げれば○第一區中山平八郎、○第二區(二人)本間直、瀧口歸一、○第三區藤田和藏の四氏なり

山口縣 各區の形勢は極ぼ定まれるもの如く○第一區(二人)は古谷、本間二氏に對し敢て争ふものなく○第二區は國重政亮氏と熊野敏三氏の競争なれども國重氏の地盤堅ければ熊野氏の獨占地にして○第四區(二人)も亦た前代議員武弘氏、三輪傳七二氏のものならん○第五區は熊代三郎氏(前代議員)と野村善太郎氏の争なるが今回も熊代氏の方優勢なりと云ふ

千葉縣 第一區は前代議員土東修喜次氏と佐久間元三郎氏と同志打を始めたが同地の憲政黨支部は多分仲裁の勢を執るならん○第二區(二人)は大塚常次郎、四宮有信二氏孰れも前代議員にして今回も亦た憲政黨より推され候補者となりたり○第四區は前代議員鈴木水樹左衛門氏を推選するに決したり其他の選挙區は孰れも未定にて目下尙ほ交渉又は選定中なり

○緊急勅令の解釋 (本報)

第二條選舉に關し其の前後を以て左の各條に該當する行為は罰以上一月以下一年以下の懲罰に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す但し其の收受者又は受託者にして選舉當日に後二十日以内に自首したる者は其の罪を論ぜず

(一) 選舉に關して規定し投票を待せしめ又は投票を妨ぐるの目的を以て規定せざる所以のもの元來立法の精神は假令投票當日後に於ける本條の行為を以て罰せんとするに在るは投票の得喪を以て行爲の罪否を區別する能はざるに由るなり又本條に其前後を附する能はざるに由るなり又本條に其前後を附する能はざるに由るなり又本條に其前後を附する能はざるに由るなり

(二) 選舉に關して規定し投票を待せしめ又は投票を妨ぐるの目的を以て規定せざる所以のもの元來立法の精神は假令投票當日後に於ける本條の行為を以て罰せんとするに在るは投票の得喪を以て行爲の罪否を區別する能はざるに由るなり又本條に其前後を附する能はざるに由るなり又本條に其前後を附する能はざるに由るなり

投票を買収し之を高價に他に轉賣せんとすの徒なり

本條及第二條第三條は其利益の供給者又は誘導者の何人たるを問はざるの精神なり故に獨り議員候補者の行為に係る場合のみならず議員候補者以外の者も其を誘導し又買収しめんとして本條の行為を爲したる者の行為も當之を禁止するの意なり

而して所謂行爲とは選舉に關するものは悉く之を包含し且荷も金錢物品手形等凡て利益に關するものは悉く其名義の何たるを問ふの必要なし何と云へば假令名義は其中見舞又は贈り物なりと稱すも其の金錢物品手形其物の爲に基も何等の影響を受けず故に此等にして選舉に關して供與又は誘導せる點あれば悉く本條に觸るものなり

又間接に金錢物品手形等供與するも選舉人又は選舉運動者の妻子等に對し供與するの類を指し間接に公職の職務を供與せんとし申込みたるの例は選舉人又は選舉運動者の子弟若しくは家族等に對し教員、町官吏等の職務を供與せんとし申込み或は會社の事業を請け負はせしめたりと命す如きものを指す而して所謂公職は其有給職たるも無給職たるも之を問ふを要せざるなり

二、酒食遊樂等の方法及名義の何たるを問はず人を誘導せしめ又は誘導を受けたる者又は選舉會場若しくは投票所に往復する爲め車馬の類を給し及その供給を受けたる者又は旅費若しくは休泊料の類を代辨し及その代辨を受けたる者并に此等の約束を爲し又は約束を受けたる者

(三) 本條は前條と異り直接又は間接なる文字を挿入せざるも其の正犯徒犯を處罰し以て立法の精神を達するに妨げなかるべしと認めたるに過ぎず

何等の名義を問はず規定せるは荷も選舉に關する場合は天益恩賜紀念會の如き名義を利用する者は廣く之を包含せしむるの精神に於て又其の團體を組織せんとし各個人を處罰するの意なり

又接待とは懇話の周旋を爲すの意に非ずして酒食を供せしめざるも觀劇角力等を以てする場合も包含せしめざるが爲に單に懇話とするは酒食を供せざるも觀劇角力は法の許容するが如き嫌を生ぜんものと恐れ更に接待の文字を加へたるのみ即ち酒食を以て人を誘導するの例は冠婚葬祭等に託して人を誘導するの類にして遊覽を以て人を接待するの例は酒食を供するも否と論ぜず角力、演劇等を觀覽せしめ又は舟遊山行等に託して人を接待するの類を云ふ

三、選舉人又は其の關係ある社寺學校有社組合市町村等に對する用水小作債權等附其の他利害の關係を利用し選舉人を誘導したる者(四) 本條の規定は第四條第三條の規定と異同せざらんことを要す即ち本條は單に選舉人に關する利害の關係を利用し選舉人を誘導し及しめたりて依りて犯罪を構成すも第四條第三條に在ては選舉人を成迫したる者たるに過ぎざるべからず

選舉人に關係ある社寺學校市町村等に金錢物品等を寄附するの例は市町村社寺學校等に對し基本財産又は維持費、修繕費、備付品等の名義を以て金錢物品を寄附し以て自己若しくは己の屬する候補者に投票せしめんとするの類を云ふ

要之以上三項の精神は我國目下の狀況に照す

FUJICRO SAFETY ORIGIN INSURANCE